

白岡市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

こども医療費支給事業について、県内現物給付が開始されたことにより、受給資格者等の定義規定を追加するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 第2条（定義）について、「保護者」及び「受給資格者」の定義規定を改め、「現物給付」の定義規定を加える。
- (2) 第3条（支給対象）第2項関係
医療費の支給対象外の定義規定を加える。
- (3) 第4条（支給）、第5条（支給の方法）、第6条（受給資格の登録）について、定義規定の整理に基づき修正を行うものである。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。